

平成 2 1 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 2 号

函館市総合保健センター条例の一部改正について

函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 函館市総合保健センター条例（平成 1 4 年函館市条例第 5 9 号）

の一部を次のように改正する。

別表中

「

健康増進センター	体力測定，栄養，運動その他生活習慣に関する個別指導，トレーニングマシンの使用，運動に関する講座の受講および効果の判定	1 回	5,600円
	上記の判定を受けた日の翌日から 9 月以内における体力測定	1 回	600円
	上記の判定を受けた日から 9 月以内におけるトレーニングマシンの使用および運動に関する講座の受講	1 回（入場から退場まで）	400円

」

「

健康増進センター	体力測定	1 回	600円
	フィットネスルーム，ストレッチルームおよびトレーニングルームの使用ならびに運動に関する講座の受講	1 回（入場から退場まで）	400円

」

改める。

第 2 条 函館市総合保健センター条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(健康増進センターの利用者の範囲)

第 4 条の 2 健康増進センターを使用することができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 市の区域内に住所を有する 18 歳以上の者

(2) 前号に規定する者で構成する団体で健康の保持および増進を目的とするもの

第 5 条第 1 項中「前条各号」を「第 4 条各号」に、「者」を「もの」に改める。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

センターの施設を使用するもののうち、健康増進センターの使用許可を受けたものにあつては別表第 1 または別表第 2 に、口腔保健センターの使用許可を受けた者にあつては別表第 3 に定める使用料を前納しなければならない。

第 7 条第 2 項中「前項ただし書」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の使用料は、市長が特に認めるときは、後納することができる。

第 9 条各号列記以外の部分中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

第 12 条中「使用者は、使用許可を受けたセンターの施設の使用により」を「センターに入館した者は」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1 (第 7 条関係)

基本使用料

使用区分		時間区分		
		午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで)	夜間 (午後 5 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで)
専用使用	フィットネスルーム	1,350円	1,570円	1,350円
	ストレッチルーム	490円	570円	490円
	トレーニングルーム	4,000円	4,660円	4,000円
個人使用	フィットネスルームおよびトレーニングルームならびに運動に関する講座の受講	400円	400円	400円

備 考

- 2 以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分のこの表の規定による使用料の額 (次項において「基本使用料の額」という。) を合算した額とする。
- 専用使用の場合で、許可を受けた時間区分を超えて使用したときは、超過時間 1 時間 (1 時間未満の時間は、1 時間とする。) につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の基本使用料の額の 5 割に相当する額を徴収する。

別表第 1 の次に次の 2 表を加える。

別表第 2（第 7 条関係）

回数券による個人使用の使用料

使用区分	金額
フィットネスルームおよびトレーニングルーム ならびに運動に関する講座の受講	4,000円

備考 回数券は，1 枚につき，一つの時間区分の 1 回の使用をすることのできる使用券 1 1 枚をつづったものとする。

別表第 3（第 7 条関係）

区分	単位	金額
<small>ふっ</small> 弗化ソーダ塗布	1 回	570円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 1 条，次項（ただし書を除く。）および附則第 3 項の規定は平成 2 1 年 4 月 1 日から，第 2 条，次項ただし書および附則第 4 項の規定は同年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 2 1 年 4 月 1 日前に第 1 条の規定による改正前の函館市総合保健センター条例別表健康増進センターの項上段に掲げるサービスに係る使用許可を受けた者が利用することができるサービスについては，同日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間は，なお従前の例による。ただし，平成 2 1 年 1 0 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間は，ストレッチルームは使用することができないものとし，フィットネスルームおよびトレーニングルームならびに運動に関する講座を利用することができる時間は，第 2 条の規定による改正後の函館市総合保健センター条例別表第 1 の時間区分の規定の例による。

（障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部

改正)

- 3 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成7年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中第13号を第14号とし，第1号から第12号までを1号ずつ繰り下げ，同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 函館市総合保健センター条例（平成14年函館市条例第59号）

に規定する函館市総合保健センターの健康増進センター 使用料
第4条第2項第2号および第3号中「前条第4号」を「前条第5号」
に改め，同項第4号中「前条第5号」を「前条第6号」に改め，同項
第5号中「前条第6号から第8号」を「前条第7号から第9号」に改
め，同項第6号中「前条第11号」を「前条第12号」に改め，同項
第7号中「前条第13号」を「前条第14号」に改める。

- 4 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「使用料」を「基本使用料」に改める。

（提案理由）

健康増進センターについて，専用使用および回数券による個人使用を
することができることとし，ならびに使用場所および時間区分に応じて
使用料を徴収することとし，ならびに規定を整備するため